

日合商メルマガ 2019年

1. 林野庁補助事業予算概要

林野庁の平成30年度第2次補正予算 392億4800万円

2. 日合商に関連する補助事業

特に今回は日合商組合員の皆様にとっての重要ポイントは木材製品の消費拡大対策、「クリーンウッド」利用推進事業です。非住宅分野・外構部の木造・木質化に向けてJAS格付け実績の低い構造材などの普及・実証の取組、CLTの建築等の実証、木質建築部材の技術開発などに支援。同時にクリーンウッド法の定着実態調査等も目的に盛り込まれた今回の推進事業は日合商組合員にとっては活用のチャンスが来たと言えそうです。

合板・製材・集成材国際競争力強化対策<一部公共> 【平成30年度第2次補正予算額 39,248百万円】

<対策のポイント>

木材製品の国際競争力を強化するため、林業経営を集積・集約化する地域に対して、**路網整備や高性能林業機械の導入**等を支援するとともに、**加工施設の大規模化・高効率化や高付加価値品目への転換、非住宅分野等における木材製品の消費拡大、クリーンウッド法の定着実態調査**等を支援します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（30百万m³ [平成29年] →40百万m³ [平成37年]）

<事業の内容>

1. 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策 21,848百万円

「体質強化計画」に基づく以下の取組に対し支援します。

①木材産業の体質強化対策

合板・製材・集成材工場等の大規模化・高効率化を始め、低コスト化を図るための**木材加工流通施設の整備**、「再編計画」に基づく**工場間連携**や**他品目への転換**等に対し支援します。

②原木の低コスト供給対策

原木を低コストで安定的に供給するための**間伐材生産**、**低コストな人工造林**、**路網整備**、**高性能林業機械の導入**等に対し支援します。

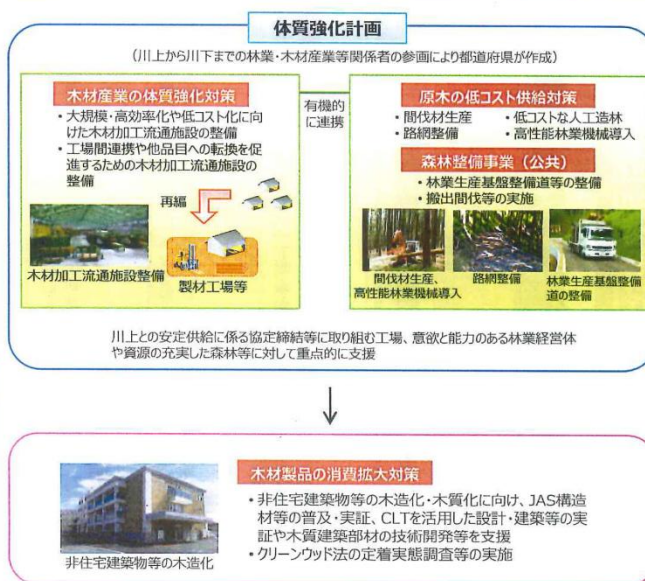
2. 森林整備事業<公共> 12,800百万円

事業対象区域において**幹線となる林業生産基盤整備道等の路網整備**と**搬出間伐**等を実施し、合板・製材・集成材工場等に低コストで安定的に原木を供給します。

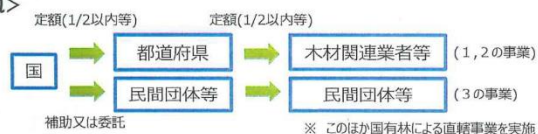
3. 木材製品の消費拡大対策、「クリーンウッド」利用推進事業 4,600百万円

非住宅分野等の、外構部も含めた**木造化・木質化**に向け、**JAS格付け実績の低い構造材等の普及・実証の取組**、**CLTの建築等の実証**、**木質建築部材の技術開発**等に対し支援します。また、**クリーンウッド法の定着実態調査**等を実施します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2300)

■JAS 構造材利用拡大事業

木材需要の拡大を図る為に、非住宅分野における利用拡大が必要とされています。構造計算に対応が出来る木材の需要及び供給を拡大することが急務、特に格付け実績の低位な無垢材等のJAS製品の活用に向けた取組が進んでいます。

■外構部の木質化（木塀、木柵等）の支援事業

これまで木材利用が低位だった非住宅及び、住宅の外構部（塀、柵、デッキ、門柱・門扉、ボードウォーク、簡素なカーポート等の工作物、その他それらに類する外構施設）の木質化を図る為の実証の取組を支援する。

（注）外構の木質化対策支援事業につきましては、事業申請の急激な伸びにより助成申請予定額が6月24日時点で予算額のほぼ上限に達しました。このため、令和元年6月25日正午をもって、地域木材団体の事業申請受付を終了することとしました。なお、事業申請を受付けた案件であっても、本事業にて予定している予算額を超えた場合には、助成の対象とならないこともありますのでご注意ください。（本事業専用HPより）

日合商組合員で合法木材認定事業者は活用のチャンス

「JAS 構造材利用拡大事業」及び「外構部の木質化（木塀、木柵等）の支援事業」

これらの事業で補助対象となる木材は、クリーンウッド法に基づく合法伐採木材であることが条件とされており、日本合板商業組合がこれまでに推進している林野庁ガイドラインに基づく合法伐採木材も対象です。

		JAS 構造材利用拡大事業	外構部の木質化（木塀・木柵等）の支援事業
住宅・非住宅	住宅	×	○
	非住宅	○	○
JAS 材 利用	非 JAS 材	×	○
	JAS 材	○	○
合法証明	非証明木材	×	×
	証明木材	○	○
クリーンウッド法	非登録 木材関連 事業者	1-2 物件のみ	・ 木塀・柵その他類する外構施設 塀等の延長・・・30,000 円/1 m あたり ・ 上記以外の外構施設 木材使用量・・・300,000 円/1 m ³ あたり
	登録 木材関連 事業者	1-2 物件 及び 3 物件以上	・ 木塀・柵その他類する外構施設 塀等の延長・・・40,000 円/1 m あたり ・ 上記以外の外構施設 木材使用量・・・400,000 円/1 m ³ あたり

どちらも合法証明が必要です。申請時に合法証明書を添付し提出してください。

備考：流通にあたる木材関連事業者は、必ず合法証明書の発行をお願い致します。